別表六の二（二十九）　事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

特定税額控除規定の適用可否 （別表六の二(四)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は連結親法人が中小連結親法人に該当する連結法人である場合）	可

各連結法人における計算	個別所得金額（個別所得金額がない場合は０）			1	円			
	調整前連結税額の個別帰属額 (37)×(1)/(33)			2				
	情報技術事業適応設備	取得価額の合計額（別表六の二(二十九)付表「10」のうち情報技術事業適応設備に係る額の合計額）		3				
		同上のうち産業競争力の強化に著しく資する情報技術事業適応の用に供するものに係る額		4				
		税額控除限度額 ((3)－(4))×3/100＋(4)×5/100		5				
		法人税額基準額	調整前連結税額基準額 (38)×(1)/(34)	6				
			個別帰属額基準額 (2)×20/100	7				
			法人税額基準額（(6)と(7)のうち少ない金額）	8				
		当期税額控除可能額（(5)と(8)のうち少ない金額）		9				
		調整前連結税額超過構成額 (40)×(9)/(39)		10				
		当期税額控除額 (9)－(10)		11				
	事業適応繰延資産	支出した金額の合計額（別表六の二(二十九)付表「12」の合計）		12				
		同上のうち産業競争力の強化に著しく資する情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウエアのその利用に係る費用の額		13				
		繰延資産税額控除限度額 ((12)－(13))×3/100＋(13)×5/100		14				
		法人税額基準額	調整前連結税額基準額 (42)×(1)/(35)	15				
			個別帰属額基準額 (2)×20/100	16				
			個別帰属額基準額の残額 (16)又は((16)－(9))	17				
			法人税額基準額（(15)と(17)のうち少ない金額）	18				
		当期税額控除可能額（(14)と(18)のうち少ない金額）		19				
		調整前連結税額超過構成額 (44)×(19)/(43)		20				
		当期税額控除額 (19)－(20)		21				
	生産工程効率化等設備等	取得価額の合計額（別表六の二(二十九)付表「10」のうち生産工程効率化等設備等に係る額の合計額）		22				
		同上のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものに係る額		23				
		生産工程効率化等設備等税額控除限度額 ((22)－(23))×5/100＋(23)×10/100		24				
各連結法人における計算	生産工程効率化等設備等	法人税額基準額	調整前連結税額基準額 (46)×(1)/(36)	25	円			
			個別帰属額基準額 (2)×20/100	26				
			個別帰属額基準額の残額 (26)、((26)－(9))又は((17)－(19))	27				
			法人税額基準額（(25)と(27)のうち少ない金額）	28				
		当期税額控除可能額（(24)と(28)のうち少ない金額）		29				
		調整前連結税額超過構成額 (48)×(29)/(47)		30				
		当期税額控除額 (29)－(30)		31				
	法人税額の特別控除額の個別帰属額 (11)＋(21)＋(31)			32				
各連結法人の合計額の計算	連結所得の金額（別表四の二「55の①」）			33				
	情報技術事業適応設備の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額（情報技術事業適応設備の取得適用連結法人の(1)の合計）			34				
	事業適応繰延資産に係る費用を支出した各連結法人の個別所得金額の合計額（事業適応繰延資産の支出適用連結法人の(1)の合計）			35				
	生産工程効率化等設備等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額（生産工程効率化等設備等の取得適用連結法人の(1)の合計）			36				
	調整前連結税額（別表一の二「2」）			37				
	総調整前連結税額基準額 (37)×20/100			38				
	情報技術事業適応設備	当期税額控除可能額の合計額（各連結法人の(9)の合計）		39				
		調整前連結税額超過構成額（別表六の二(三)「7の㉖」）		40				
		当期税額控除額の合計額 (39)－(40)		41				
	事業適応繰延資産	総調整前連結税額基準額の残額 (38)又は((38)－(39))		42				
		当期税額控除可能額の合計額（各連結法人の(19)の合計）		43				
		調整前連結税額超過構成額（別表六の二(三)「7の㉗」）		44				
		当期税額控除額の合計額 (43)－(44)		45				
	生産工程効率化等設備等	総調整前連結税額基準額の残額 (38)、((38)－(39))又は((42)－(43))		46				
		当期税額控除可能額の合計額（各連結法人の(29)の合計）		47				
		調整前連結税額超過構成額（別表六の二(三)「7の㉘」）		48				
		当期税額控除額の合計額 (47)－(48)		49				
	法人税額の特別控除額の合計額 (41)＋(45)＋(49)			50				

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）